

裁 決 書

審査請求人



処分庁



審査請求人が令和元年 7 月 31 日に提起した処分庁による生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主文

処分庁が令和元年 7 月 16 日付けで行った保護変更決定処分を取り消す。

事案の概要

- 1 処分庁は、平成 18 年 8 月 1 日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）及び請求人の長女（以下「長女」という。）に対し、法による保護を開始した。
- 2 処分庁は、請求人世帯に対し、児童養育加算が認定されていないことを把握したため、令和元年 7 月 16 日付けで、同年 5 月 1 日に遡って、児童養育加算を認定する保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 請求人は、令和元年 7 月 31 日、大阪府知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

- (1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には、次の趣旨の記載がある。

請求人は、令和元年7月23日、処分庁が児童養育加算の未払いを認めた為、処分庁に対して、平成30年10月分から平成31年4月分の児童養育加算の未払い分の支払いを求める申請をする。

速やかに生活保護費の児童養育加算の支払いを行うよう求める。

- (2) 請求人が審査庁に提出した補正書には、次の趣旨の記載がある。

児童養育加算を令和元年5月分から7月分としているのは違法または不当であるので、平成30年10月分から平成31年4月分までの未払い分も含めた保護変更決定とすべきであるため。

- (3) 審理員は、令和元年11月29日付けで、請求人に対し、後記2処分庁の主張の(1)の内容を記載した弁明書の副本を送付し、これに対する反論書の提出を求め、また、令和3年8月30日付けで反論書の提出期限の再設定について通知したが、現在に至るまで、請求人から反論書の提出はない。

- (4) 請求人から提出のあった証拠書類には、次の趣旨の記載がある。

ア 令和元年7月16日付けの本件処分通知には、「1保護変更 令和元年05月01日」、「4保護決定理由 児童養育加算を認定します。」との記載がある。

イ 令和元年7月16日付けの本件処分通知には、「1保護変更 令和元年06月01日」、「4保護決定理由 (中略) 児童養育加算を認定します。」との記載がある。

ウ 令和元年7月16日付けの本件処分通知には、「1保護変更 令和元年07月01日」、「4保護決定理由 (中略) 児童養育加算を認定します。」との記載がある。

2 処分庁の主張

- (1) 審理員が令和元年11月27日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 事実経過

平成 18 年 8 月 1 日

処分庁にて生活保護開始。

令和元年 7 月 12 日

巡回指導（ヘルプデスク）における有子世帯被保護者一覧にかかる整合性確認作業において、平成 30 年 10 月以降における生活保護費の見直しで、支給対象が「高校生」までに拡大となった児童養育加算の認定もれが判明した。

令和元年 7 月 16 日

遡及支給変更可能な令和元年 5 月分から児童養育加算 10,000 円を認定し、追給分は 8 月分保護費に上積する保護変更決定行い本件処分通知書を郵送する。

令和元年 7 月 22 日

請求人医療券発行依頼のため来所、本件処分通知は届いていたとのことであったが、担当ケースワーカーより今回の経緯の説明および謝罪を行う。その場はそれで帰宅された。

令和元年 7 月 23 日

翌日請求人より電話があり、落ち着いて考えてみたがやはり今回の処分には納得できないところがあるので処分庁に伺い（請求人の希望で 7 月 30 日）改めて説明を聞きたいと申出があり了承する。

令和元年 7 月 30 日

請求人が来所、担当査察指導員及び課長代理にて対応。再度謝罪のうえ経緯の説明を行ったが、請求人は処分庁のミスであり自分には非はなく、平成 30 年 10 月まで遡って未支給分となる平成 30 年 10 月～平成 31 年 4 月分（10,000 円×7 か月分＝70,000 円）についても支給されるべきと主張する。処分庁が決定した事項に関し不服があるのであれば、審査請求の方法があることを伝えるとともに請求方法等説明したところ、請求人は後日請求させていただくと述べ退所される。

イ 処分の正当性について

本件処分は、令和元年 5 月分から令和元年 7 月分の児童養育加算 30,000 円（10,000 円×3 か月分）を令和元年 8 月分保護費に追加支給するものであり、その算定に違法又は不当な点はない。

しかしながら、本件審査請求における争点は、平成 30 年 10 月から支給対象が高校生までに拡大されることとなった児童養育加算について、処分庁にて認定処理がなさ

れていなかったことにより未支給となった扶助費の追加支給を、平成30年10月分まで遡及して支給できるかどうかである。

扶助費の遡及支給の限度については、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-2答1において、「最低生活費の遡及支給は3か月程度（発見月からその前々月まで）と考えるべき」であり、「3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当ではない」とあることから、児童養育加算の認定変更を発見月の令和元年7月からその前々月である同年5月までの3か月とする決定である。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の記載がある。

ア 請求人世帯の保護台帳には、長女が平成14年■生まれであるとの記載がある。

イ 令和元年7月16日付けのケース記録票には、「〈児童養育加算について〉平成30年10月から児童養育加算が認定されていないことが判明した。保護変更可能な5月分から児童養育加算10,000円を認定し、8月分保護費に上積みする。」との記載がある。

ウ 前記1請求人の主張(4)アと同一書類

エ 前記1請求人の主張(4)イと同一書類

オ 前記1請求人の主張(4)ウと同一書類

カ 令和元年7月22日付けのケース記録票には、「請求人医療券発行申請のため来所。本件処分通知書が届いたか聞いたところ届いていたとのこと。内容について次のとおり説明した。平成30年10月から児童養育加算が支給されることになったが認定されていなかったため、5月分から認定し、追加支給額については8月分保護費に上積みで支給する。また、平成30年10月から平成31年4月までは保護変更を遡ってできないため、支給できないことを説明し謝罪した。」との記載がある。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の

需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と定めており、これを受けて、保護の基準を定めている。

(2) 「生活保護法による保護の基準」(昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。)別表第1第2章の6において「児童養育加算は、児童の養育に当たる者について行い、その加算額(月額)は、児童1人につき次の表に掲げる額とする。」と規定しており、平成30年10月以降の「第1子及び第2子」の「3歳以上の児童(月の初日に生まれた児童については、出生の日から3年を経過した児童とする。以下同じ。)であつて高等学校等修了前のもの(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。)」の児童養育加算額は10,000円である。

(3) 問答集の問13の2の(答)1では、既に扶助費を支給した月の最低生活費の額を増額して認定する必要が生じた場合について、「一旦決定された行政処分をいつまでも不確定にしておくことは妥当でないので、最低生活費の遡及変更は3か月程度(発見月からその前々月分まで)と考えるべきであろう。これは、行政処分について不服申立期間が一般に3か月とされているところからも支持される考えであるが、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは、生活保護の扶助費を生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り妥当でないということも理由のひとつである。」と記している。

2. 本件処分について

(1) 処分庁は、平成30年10月から児童養育加算の支給対象が高校生までに拡大されているにも関わらず、請求人世帯に対して長女に関する児童養育加算が認定されていなかった事実が令和元年7月16日に判明したことから、前記1(3)のとおり、発見月の前々月である令和元年5月に遡及して本件処分を行ったものと認められる。

(2) 前記1(2)のとおり、児童養育加算の対象となる児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者である。

長女は、平成14年■生まれであり、平成30年10月時点で15歳であったことから、児童養育加算の対象になるということについて、処分庁は当然に把握しており、本件支給額の相違は、処分庁の事務処理誤りによるものであり、何ら請求人に過失はないと処分庁自身も認めるところである。

この点に加え、最高裁大法廷昭和42年5月24日判決(最高裁判所民事判例集21巻5号1043頁)が、「生活保護法は、『この法律の定める要件』を満たす者は、『この法律による保護』を受けることができると規定し(2条参照)、その保護は、厚生大臣の設定する基準に基づいて行なうものとしているから(8条1項参照)、右の権利は、厚生

大臣が最低限度の生活水準を維持するにたりると認めて設定した保護基準による保護を受け得ることにあると解すべきである。」と述べていることも併せ鑑みると、処分庁が長女の児童養育加算の認定についての確認を怠り、平成30年10月分以降の加算の認定を見直していない限りで、これ以降の保護費の算出に瑕疵があるといえる。

また、東京高等裁判所平成24年7月18日判決は、「実質的にみても、要保護者がした生活保護の開始申請に対し、保護の実施機関が、当該申請が保護の要件を具備しているにもかかわらず、これを却下する旨の決定をした場合に、その却下決定が取り消されても、過去の生活保護の申請権又はその申請に対応すべき実施機関としての地位が消滅しているために、もはや過去の生活保護についてはこれを受けることができないものとするならば、適正な保護の実施をしなかった保護の実施機関が要保護者の犠牲の下に利益を受けることとなるのであって（要保護者において国家賠償の訴えを提起することにより救済を求めることも考えられるが、国家賠償の訴えでは公務員の職務行為上の違法性や故意過失が問題とされるため、必ずしも十分な救済を受けることができない。）、このようなことは、全ての国民に対し必要な保護を行いその最低限度の生活を保障するという生活保護法の目的に照らして容認することができず、保護の実施機関は、過去の生活保護に遡及して開始決定をし、扶助費を支給することが可能であるといふべきである（東京地裁昭和47年12月25日判決・行裁集23巻12号946頁参照）」と判示する。

- (3) これらを踏まえると、処分庁の過誤により、少なくとも平成30年10月分以降の保護費の決定処分に手続き上の瑕疵があるにもかかわらず、本件処分がこれら処分の適法性を前提として令和元年7月分からの3か月分の遡及支給を行っている点で、本件処分は瑕疵があるものと言わざるを得ず、取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年10月12日

審査庁 大阪府知事 吉村



教 示

- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は裁決の取消しの訴え若しくは処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。